

薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年条例第40号）を実施するため、薩摩川内市未来政策部関係補助金等交付要綱（平成19年告示第98号）第2条に掲げる地域移定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長は、地域の空家を利活用し移住又は定住者の居住のための住宅に再生することにより移定住の促進及びそれによる地域の活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要領における空家とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 申請日から起算して3年前から申請日までの間において継続して居住者がいない一戸建て住宅であって、現況では将来的に居住が見込まれないもの。
- (2) 申請日から起算して1年前から申請日までの間において宅地建物取引業者の管理にないもの。
- (3) 賃貸又は売買を目的として建築されたものでないもの。

(補助対象地域)

第4条 補助事業の交付対象となる空家は次の各号に定める地域に所在するものに限る。

- (1) 甑島区域（里町、上甑町、鹿島町、下甑町）
- (2) 東部区域（樋脇町、東郷町、入来町、祁答院町）
- (3) 川内地域において、次の11地区（平佐東地区、水引地区、峰山地区、滄浪地区、寄田地区、八幡地区、城上地区、陽成地区、吉川地区、湯田地区及び西方地区）とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 地区コミュニティ協議会
- (2) 自治会その他の住民自治組織
- (3) 地域の活性化に資する活動を行っている公益性のある団体で市長が特に認めるもの。
- (4) 個人の建物所有者
- (5) 事業者（ただし、不動産事業者、宅建業者除く）

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する空家を実用上支障のない状態まで回復させ、移住又は定住者の居住を可能とする住宅に再生するための事業であって次の各号に掲げるも

のとする。

- (1) 空家の改築又はリフォーム及び家財道具の処分。ただし、基準額 50 万円以上のものとする。
 - (2) 空家に係る家財道具の処分（改築又はリフォームを伴わないもの）。ただし、基準額 3 万円以上のものとする。
- 2 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1) 事業を行う建物及びその敷地は、補助対象者の自己所有、又は所有者と貸借契約等を締結しているもの。ただし、自己所有でないときは、所有者に建物の改修等の同意を得ているなど補助対象事業の実施に支障がないと認められるもの。又、個人にあっては自己所有に限るものとする。
 - (2) 事業完了後は、事業完了日の翌日から起算して 3 年間は移住又は定住者向けの居住のための賃貸住宅として利用すること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 事業完了日の翌日から起算して 3 ヶ月を経過した日までに補助対象事業の空家に入居者がいない場合は、薩摩川内市空家情報登録制度実施要綱（平成 25 年薩摩川内市告示第 116 号）に規定する空家バンクに賃貸借物件として登録を行うこと。
- (4) 他の補助金の交付を受けていないもの。
 - (5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に違反しないもの。

（補助対象経費）

第 7 条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業のうち建物及び建物に付随するものに係る改築又はリフォーム若しくは家財道具の処分に係る経費とし、次の各号に掲げるものは除くものとする。

- (1) 家電製品、什器等の備品の購入経費及びその設置に係る経費
- (2) 調査設計費及び用地購入費
- (3) その他居住の用に供するために必要としない工事又は構造物等の設置に係る経費

（補助金の額等）

第 8 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50 万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 9 条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 事業実施に必要な工事等の見積書（内訳の明細が付いたもの）の写し
- (3) 事業の実施箇所及びその事業内容の分かる図面、事業実施前後の写真等
- (4) 所有者、貸借契約等の権利関係を明らかにする書類の写し（自己所有でな

い場合は、所有者の確認書（様式第3号）を含む。）

(5) 補助対象者が団体の場合、団体の法人登記事項証明書、規約、会則等

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定の通知）

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、申請した事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ薩摩川内市地域移定住促進事業補助金事業計画変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 変更後の工事等の見積書（内訳の明細が付いたもの）の写し

(2) 変更箇所及びその変更内容の分かる図面、写真等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金事業計画変更承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 事業計画の変更により補助対象経費が増額となっても、補助金の交付決定額は変更しないものとする。

（実績報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた申請者は、事業が完了した翌日から起算して20日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに薩摩川内市地域移定住促進事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書（内訳明細の付いたもの）の写し

(2) 工事等の箇所及び状況並びに建物全体の施工結果が分かる写真

(3) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を確定し、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第14条 前条の通知を受けた申請者は、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金請求書（様式第9号）により、当該補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるとき。
- (2) 第4条第2項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 関係法令に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

(報告等)

第17条 申請者は、補助対象事業で整備した施設について、事業の完了した日の属する年度の翌年度から3年度間において、各年度の末日までに当該年度の活用状況を薩摩川内市地域移定住促進事業活用状況報告書(様式第10号)により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告内容に関して、報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

3 申請者は、前項に規定する報告を求められた場合は、速やかにその求めに応じなければならない。

(補助金の返還)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者に対し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 申請者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるとき。
- (2) 第4条第2項第2号の定める要件を満たさなくなったと認めるとき。ただし、申請者の責めによらない場合は除く。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項第2号に該当し返還を命ずる場合において、要件を満たさなくなった期間に応じて返還額を積算するときは、補助金交付額を36月で除した額に第12条に規定する通知の日から要件を満たさなくなったと認める日までの月数(端数は切り捨て)を36月から減じて積算される残月数に乗じて積算するものとする。

(効果の測定)

第19条 補助金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、補助対象事業で整備した賃貸住宅を利用した数によって測定するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第2号（第9条関係）

事業計画書

1 収支予算書

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	工事費	円
自己負担額	円	処分費	
計	円	計	円

2 事業計画書

事業内容	
建物の現況等	
事業前の建物の維持管理体制・方法等	
事業後の建物維持管理体制・方法等	
居住 (予定)時期	
整備等に伴う 資産の取扱い	
付記事項	

様式第3号（第9条関係）

所有者の確認書

薩摩川内市長

様

所有者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊟

次の土地・建物を所有する私は、_____が
当該土地・建物を借り受けて、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金により建
物を整備することに異議ありません。

また、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付要領第13条に規定する通
知があった日から3年以内に当該土地・建物の所有権を移転する場合は、移転
後の所有者に、同要領第9条において申請した用途での利用を担保することを
引き継ぎます。

土地の概要

地 番	薩摩川内市 町
地 目	
面 積	m ²

建物の概要

住 居 表 示	
構 造	造 階 建
面 積	m ²

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 郵便番号
 所在地
 団体名
 代表者名 ㊟
 電話番号

薩摩川内市地域移定住促進事業補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった地域移定住促進事業に係る事業計画を、次のとおり変更したいので、承認くださるよう薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付要領第11条の規定に基づき申請します。

		変更前	変更後
事業費及び 補助金申請額	総事業費	円	円
	補助対象経費	円	円
	補助金申請額	円	円
交付決定額の変更額		変更前	円
		減額	円
		変更後	円
変更の理由			
変更になった工事の内容			
添付書類		<input type="checkbox"/> 変更後の工事見積書（内訳明細の付いたもの）の写し <input type="checkbox"/> 変更箇所及び内容の分かる図面、写真等 <input type="checkbox"/> 変更後の工事予定箇所の写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

※ 各写真は台紙等に貼り付けた上で、どの部分の施工予定写真か判断できるように、施工予定箇所名及び施工予定内容を記入してください。

年 月 日

薩摩川内市長

様

申請者 郵便番号
所在地
団体名
代表者名
電話番号

㊞

薩摩川内市地域移定住促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定通知のあった地域移定住促進事業を実施したので、薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付要領第12条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 収支決算書

歳入	金額	歳出	金額
市補助金	円	工事費	円
自己負担額	円	処分費	
計	円	計	円

2 事業実績

事業実施場所	薩摩川内市		
建物の構造等	造 階建		
整備等の内容			
交付決定額	円		
実施期間	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
添付書類（確認欄）			
<input type="checkbox"/> 領収書（内訳明細の付いたもの）の写し			
<input type="checkbox"/> 工事等の箇所、工事等の状況及び建物全体の施工結果が分かる写真※			
<input type="checkbox"/> 建築基準法による検査済証の写し（必要な場合のみ）			
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類			

※ 各写真は台紙等に貼り付けた上で、どの部分の施工写真か判断できるように、施工箇所名及び施工内容を記入してください。

様式第8号（第13条関係）

薩企政第 号
平成 年 月 日

様

薩摩川内市長 印

薩摩川内市地域移定住促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け薩企政第 号で決定通知をした地域移定住促進事業補助金については、次のとおりその補助金の額を確定したので薩摩川内市地域移定住促進事業補助金要領第13条の規定に基づき通知します。

交付確定額 _____ 円

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 郵便番号
所在地
団体名
代表者名
電話番号

㊤

薩摩川内市地域移定住促進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定通知を受けた地域移定住促進事業補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 振込先

フリガナ	
口座名義人※	
金融機関名	
本・支店名	
種 別	普通 ・ 当座
口座番号	

※ 口座名義人は、補助対象者と同一であること。

年 月 日

薩摩川内市長

様

報告者 郵便番号
所在地
団体名
代表者名
電話番号

㊟

薩摩川内市地域移定住促進事業活用状況報告書

年度薩摩川内市地域移定住促進事業により整備した建物について、
年度の活用状況を薩摩川内市地域移定住促進事業要領第17条の規定に基づ
き報告します。

事業実施場所 (建物所在地)	
具体的な活用状 況・利用者等	
事業完了日	令和 年 月 日 薩企政第 号